

安全・衛生 — じゃーなる — Journal

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル5F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者 木下真一

201号
2024年7月

今回の発行より、紙面規模を縮小しました。ご理解ください



労働災害増加の福祉施設

死傷者数が増加傾向

↓作業前の点検も必須です

濡れた床で転倒 無理な姿勢で作業し腰痛発症

社会福祉施設の労働災害増加に歯止めがかからない状況が報告されています。「転倒」と腰痛の原因となる無理な動作によるものが多く、雇用者数の多い中高年齢女性の被災が問題となっています。都道府県の労働局は各事業所に就業前の「体操」など効果的な対策の実施を求めています。

厚生労働省によると 2023 年度の労働災害発生状況において、死傷者数は製造業が 2 万 7 千人を超えています。社会福祉施設が 1 万 4 千人を超えて前年比 1 割増と他の業種と比べても目を引く結果となっています。

神奈川県「老人ホーム」では、腰痛予防に独自の体操を考案(両手を腰に当てて、しっかりと 3 秒間 2 回反らす)し、就業開始前の習慣とし楽しみながらとりくみ効果を上げているとの報道もあります。事業所全体のとりくみにとどまらず、一人ひとりが意識向上も必要ではないでしょうか。



■ 安全衛生センターの教育DVD（レンタル料無料）をご利用ください

[北海道安全衛生センター所有 DVD 一覧 \(PDF\)](#) また、講演・研修会の依頼は是非ご相談ください。貸し出し料金はいただきません。送料の負担のみで企業団体の研修等に活用できます。

■ 相談窓口の紹介 日本産業カウンセラー協会北海道支部

[一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 \(counselor.or.jp\)](http://counselor.or.jp)

「2024 年度 働く人の悩み相談室」開設中！

お申込み・お問い合わせは、電話：011-209-7000（平日 9 時～17 時 ※土日祝日はお休み）

メール：sapporo@counselor.or.jp（当日をご希望の方はお電話での受付になります。）



「室蘭工業大学」での寄付講座を行いました

「平和学」講座において「労働問題からのアプローチ」としての講義を本センター特別講師の「齊藤勉」さんが行いました。講義では、連合北海道役員にも協力を得て「ロールプレイング」を行い、憲法第 27 条で保障されている権利を中心に、ワークルールを学ぶ機会の少ないと言われていた学生に「労働契約」の締結などについて学んでもらいました。

実際には、簡単なワークルールの学習ののち、「塾講師のアルバイト学生」とその経営者とのやり取りというコンテの中で、実労働時間から賃金未払いがあることや、その解決方法を伝えました。学生からは、「現実にあった問題だ」との声や「バイトを辞める時に次の人を連れてこなければ辞めることができないと言われた」など深刻な発言がありました。また、講義終了後には、個別の相談を行い、学生が経済的にアルバイトをせざるを得ない厳しい実態とそこでの不当な実態など多くの相談を受けました。



「じゃーなる」200号での訂正とお詫び

2024 年度役員で監事植田竜司さんのお名前が間違っておりました訂正してお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。
「植田一彦」ではなく 正しくは、「植田竜司」 さんでした





カスハラ対策 「北海道新聞 7/8 の社説」 社会全体で意識改革を

7月8日(月)の北海道新聞の社説において、カスハラ対策についての論説が掲載されたので、その要旨をお伝えします。まず、カスハラを巡り、政府が従業員を守る対策を企業に義務付ける法制化を検討しており、労働施策総合推進法改正案として来年の通常国会に提出する方向としています。悪質化するカスハラによって、人口減社会の中での働き手確保にも支障をきたしかねないとして、国の動向と共に北海道・東京都での条例制定の動きがあること、さらに、問題点としてカスハラの定義をどう規定するか、実効性ある対策のありかたの課題も投げかけています。

「顧客第一主義」からの意識改革、個人が対処策を判断している現状、心身の体調を崩し休職・離職につながるケースなど、看過できない問題が山積していることに対して、民間企業での対策や検討調の事例も紹介しています。そして、様々なとりくみを企業や業界が積み重ね、効果的な事例を検証していく重要性や政府・自治体によるガイドライン作成とその浸透の必要性も指摘しています。

顧客からの正当な苦情と理不尽な要求の見極めの難しさも懸念事項だとしており、企業側は顧客の不便さ解消、顧客側には「アンガーマネジメント」の普及の大切さも付け加えています。

当センターとしては、カスハラの定義や考え方が異なる状況の中、ILO第190号条約、いわゆる仕事の世界における暴力・ハラスメント撤廃条約を批准していない現状から、被害者である個人や事業者を守ることでできる社会をめざしていくことが重要であると考えています。



認知症発症者の就労について【健康と安全 2024.7月号より】

あなたの職場では？

「若年性認知症」は65歳未満での発症の場合で、10万人に約50人の発症が現状と報告されています。進行性の病気のため、就労を続けるために必要となる対応・配慮が必要とされています。発症初期は、「名前が思い出せない」「指示が理解できない」「忘れ物が多くなる」「優先順位が分からない」「身だしなみに無頓着となる」「仮定の話ができない」といったことが、関わる相手によって異なったり、断続的に出現することから、多様な立場で様子を見守る必要があるとしています。

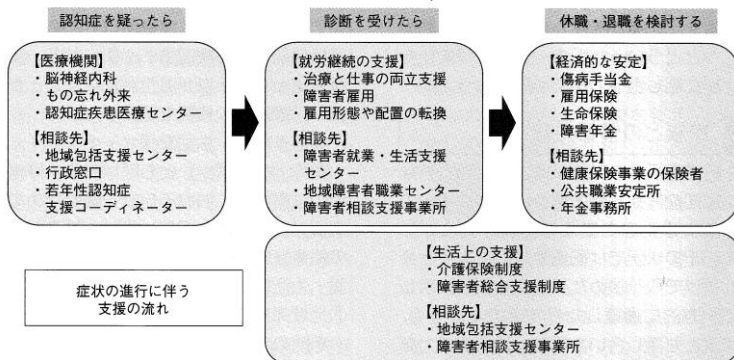


図1 認知症の疑いから支援までの流れ（参考：若年性認知症支援コーディネーターのための企業等を対象とした若年性認知症の理解促進に向けた研修会テキスト）

専門の医療機関での繰り返しの観察や検査が必要とされるため、診断に一年かかることもあります。初期の数年間の対応は非常に重要なことから、早期受診の働きかけに向けた支援・配慮が同じ環境ではたらく同僚にも求められます。具体的には、「合理的配慮」として、認知症に起因する意欲の低下や疲れやすさが、「やる気のなさ」「怠けている」という誤解を招かないよう、業務の伝え方やスケジュール管理の協力、適度な休息などの配慮が必要だとしています。家族との情報共有も必要となりますが、能力の低下だけを羅

列するのではなく、会社・職場の仲間からの工夫や配慮の内容を伝えて選択肢を提示することで「認知症＝就労不能」と誤解されないよう注意することも大切としています。

2023年6月に「認知症基本法」が成立していますが、若年性認知症の推定有病者数は3.57万人と言われています。労働人口減少が課題となる中、70歳まで就業機会を広げるよう企業には努力義務が課せられましたが、職場に占める高齢労働者の割合は増加の一途をたどっています。2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症(日本医療研究開発機構)と予想されとすることから、認知症を抱える従業員にも安全・健康に就労を続けてもらうサポートが必要となっています。

こくみん共済 coopでは

自賠責共済を取り扱っています！

ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償します。

自賠責共済とは？

自動車損害賠償責任保険として、国が定める最低限の賠償責任を負担する義務があります。加入者が自賠責共済を利用する際に、加入が義務付けられているためです。

もし、自賠責共済(保険)に加入していないと？

未加入で運行した場合は、罰金(10万円)を支払います。

貸付バイクをお持ちの方は特に注意！

車種制限のない貸付・250cc以下のバイクは、自賠責共済の補償が有効に機能しない場合があります。ご注意ください。

加入者の方へは、ご加入希望の方はご相談ください。

こくみん共済 北海道推進本部

ろうきん ははたらく人なら **ご利用いただけます!!**

「ろうきん」ってなに？

ろうきんは、預金やローンなど、はたらく人が利用しやすい商品やサービスを提供している **非営利の金融機関** です！

「私でも使えるの？」

パート・有期契約・派遣などの雇用形態の方ももちろん、生協(コープ)を利用している方もご利用いただけます。

QRコード